

# 運動部活動の地域移行について

令和4年8月  
八尾市教育委員会

# 運動部活動の地域移行に関する国の方針について

※スポーツ庁の資料をもとに、公立中学校における運動部活動を対象にまとめています。

## 部活動の位置付け

- 学習指導要領総則（学校運営上の留意事項）において、「スポーツや文化及び化学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されている。

## 課題

- 少子化により中学校生徒数の減少が加速し、学校単位では部員不足のためにチーム編成もままならず、現状の活動維持が困難な状況も見られる。
- 競技経験のない種目の指導や休日の指導・大会引率などが、教師にとって大きな業務負担となっている。
- 地域では、受け皿となるスポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

**持続可能な部活動と教師の負担軽減の  
両方を実現できる改革が必要**

## めざす姿

- 少子化の中でも、将来にわたって子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保する。
- 自発的にスポーツに取り組むことで、自己実現を図り、活力ある社会と絆の強い社会を創る。
- 部活動の意義を継承・発展させ、新しい価値を創出する。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保する。

# 運動部活動の地域移行に関する国の方針について

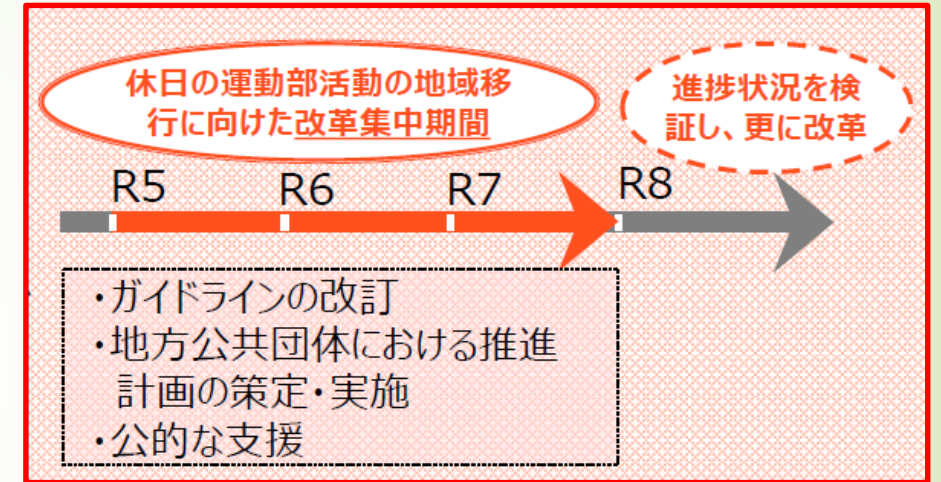
※スポーツ庁の資料をもとに、公立中学校における運動部活動を対象にまとめています。

## 方向性

- まずは、**休日の運動部活動を令和5年度から段階的に地域移行していき、令和7年度での完了を目標とする**
- **平日の運動部活動の地域移行**はできるところから取り組む
- **地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも取り組む
- **地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働を推進**する

## 地域における新たなスポーツ環境の在り方

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部等）も想定。
活動内容	生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。



# 八尾市における運動部活動のこれまでの取り組みと現状

## 【これまでの経緯・取り組み】

- スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」
- 「大阪府運動部活動の在り方に関する方針（平成30年9月）」

## 「八尾市運動部活動の在り方に関する方針」策定（平成31年3月）

※中学校（義務教育学校後期課程を含む。）段階の運動部活動が主な対象

生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

# 八尾市における運動部活動のこれまでの取り組みと現状

## 【学校における運動部活動の現状】

<b>中学校</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 各学校の部活動において、日々練習を行い、市体育連盟主催の大会や大阪中学校体育連盟・日本中学校体育連盟主催等の大会に出場している。</li><li>➤ また、昨今の少子化の課題から、種目によっては学校単独で人数が足らず、他校との合同チームとして活動している状況があることから、種目によっては合同チームでの大会参加を認めている。</li></ul>
<b>小学校 (参考)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 八尾市独自の特色として、中学校の部活動の意義を小学校期から取り入れ、小中学校一貫して部活動による育成を大切にしている。</li><li>➤ 活動については、教育課程に位置付け、特別活動のクラブ活動として実施している。</li><li>➤ しかし、学習指導要領の改訂に伴い、小学校で外国語科の授業が始まり、クラブ活動の時間数が減ったことにより、小学校体育連盟として実施していた各種目の八尾市の大会等の実施が出来なくなった。</li></ul>

## 八尾市における運動部活動の地域移行にあたっての課題

項目	課題内容
地域移行の対象とする活動日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国の方向性では休日の部活動の移行を先行させることが基本。</li><li>● これにより、教員の負担軽減や地域での受け皿の形成をスムーズに行うことが可能。</li><li>● 一方で、平日と休日の活動を分けることで、指導方針の違いによる生徒の混乱や活動へのモチベーションの低下なども考えられる。</li></ul>
志向に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子どもの運動・スポーツに対する志向に応じた対応が求められる。 (大きくは、競技志向とレクリエーション志向)</li><li>● スケートボードやストリートダンス等のアーバンスポーツ、障がいの有無、年齢等に関わらず活動できるユニバーサルスポーツへの対応も必要。</li></ul>
クラブの設置形態	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域移行とはいえ、はじめから地域（学校以外の活動）がすべての活動の受け皿となることは困難。</li><li>● 学校単位の部活動では、少子化に伴いチーム編成が困難な種目も存在する。</li></ul>

## 八尾市における運動部活動の地域移行にあたっての課題

項目	課題内容
指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>● 平日と休日を一体的に移行する場合は、平日と休日の両方での指導が可能な指導者の確保が必要。</li><li>● 指導時間（勤務時間）は、放課後と休日がメインとなり、この業務だけで生計を立てることは困難。</li><li>● 外部指導者の活用について、民間事業者による指導は高額。大学（学生）は、サポートとしては期待できるが、主たる指導者として期待することは難しい。</li></ul>
事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>● 現状では部活動への参加にあたっての費用負担はない。</li><li>● 外部指導者の活用や会場費などで、新たなコストが発生。</li><li>● 生徒（受益者）への負担を求めるのか。求めない場合、その財源はどこで確保するのか。</li></ul>
学校施設の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>● 学校施設を使用する場合、だれが管理するのか。</li></ul>
全体組織の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>● 教育委員会に加えて、地域スポーツの担当部署、地域スポーツ団体、学校関係者による協議会の設置が求められている。</li></ul>

# 八尾市における移行スケジュール（案）

- 令和4年度中に検討会議を立ち上げ、国の動向に注視しながら検討を進めていく。

## 令和4年度

- ・ 情報収集、現状把握
- ・ アンケートの実施  
（生徒、保護者、教員）
- ・ 検討会議の設置  
（学校、市、市教委）
- ・ 方針の決定

## 令和5年度

- ・ 検討
- ・ 関係者会議の開催
- ・ 制度設計

## 令和6年度

- ・ 地域移行スタート